

静内研究牧場で働く A 氏に関する団体交渉

日 時：2007 年 11 月 28 日 13 時 30 分～15 時 00 分

場 所：FSC 会議室

大学側：笹 FSC センター長、近藤 FSC 副センター長、菅野 FSC 事務長、下山職員課長他

組合側：東山委員長代行、山口副委員長、斉藤書記長、山川書記次長他

(○：組合側発言 ●：大学側発言)

●最初に大学側から要求項目に対する回答を申し上げたい。要求項目 1. の(1)と(3)に対するものであるが、平成 16 年度からの法人化で、それまで宿日直で対応してきた業務に関して浦河労基署から違法性の指摘を受け、大学全体のアウトソーシングの流れの中で平成 16 年 11 月から B 社と請負契約した。関係者に請負と派遣の相違をきちんと説明してこなかった。共通認識に不十分さがあった。今後は業務マニュアルを整備し、きちんとした体制を確立したい。今年度については、マニュアルにそって業務をしていただき、A 氏との請負契約を継続する。来年度からは契約職員を 1 名配置したい。契約職員の人件費は FSC の経費で対応し、来年度からの契約職員については A 氏を基本的候補と考えている。契約期間は、現在の規則通りとりあえず 3 年間。その後はその時点で関係箇所と協議して、できるだけ A 氏を継続して雇用したい。(2)に対する回答だが、わかっていてやったわけでない。不十分であった。申し訳なく思っている。A 氏及び B 社とも話しあい了解していただいている。

○遠く静内から N 氏と T 氏にこの団体交渉に参加していただいている。両氏から現場の状況や A 氏の仕事内容等を紹介していただく。

○A 氏は勤務に精励されており、現場では欠かすことのできない人である。期限なく雇用してほしい。

○組合の要求は、A 氏を「直ちに直接雇用」し、「雇用年数の制限なし」だ。

●来年 3 月迄は請負契約の継続で、4 月からは契約職員。雇用年数は大学の規則に従ってとりあえず 3 年。その後については協議する。

○3 年経過後協議するのでは、継続がなされない可能性もあるではないか。

●契約職員に関する本学の就業規則では、単年度雇用で 3 年間となっており、3 年を超える場合は協議が必要。A 氏を前提に協議させてもらう。

○雇用年数の期限なしは譲れない。偽装請負であり「期限なし」を確約してほしい。

●組合は偽装請負というが冗談じゃない。取り扱いを間違えただけだ。最初からやろうと思ってやったら偽装請負になるが、そうではないから偽装請負ではない。

○「意図的にやらなかったから偽装請負でない」「知らなかったから偽装請負でない」ではすまない。今の発言は問題だ。センター長はどう思っているのか。

●今の状態は派遣と同じ形態であり問題があった。外形的には偽装請負になると思う。今年度中は B 社との契約通りにして、A 氏の継続雇用については最大限の努力をする。

○「最大限の努力」＝「雇用年数の制限なし」を文書で確認していただきたい。

●就業規則以上のことを求められても…。

○労働協約で就業規則以上のことを確認すれば、就業規則の縛りはなくなる。何も問題ない。

●総長から委任を受けているが、署名権限まで含まれているのかわからないので署名はできない。FSC センター長としては署名できるが…。

○総長からの委任を受けた FSC センター長との団体交渉においては、過去にも組合と大学で確認書を交わしている。

○当事者能力をはっきりさせて欲しい。継続交渉としたい。継続交渉はできるだけ早期に行うこととし、継続交渉で確認書を交わしたい。